

介護保険制度見直しの中止を求める意見書

政府、財務省は、2018年から介護保険制度の大幅な見直し、介護保険給付の削減案を出している。厚生労働省も改定に向けた議論を始めている。

昨年には、特別養護老人ホームへの入所条件が要介護3以上に制限され、さらに一定所得以上の要支援、要介護世帯の利用者負担が1割から2割へと2倍になっている。

今回の改定案で狙われているのも、さらなる利用者へのサービスの制限と負担増である。その中心となるのが、要介護1、要介護2まで福祉用具貸与や特定福祉用具販売、バリアフリー化のための住宅改修を原則、自己負担とするものである。一部補助があるとしてもこれは実質、要介護1、2の方を上記のサービスから外してしまうことになり、まさに連続した利用者の「介護保険外し」である。厚生労働省の「介護給付費等実態調査月報（平成27年12月分）」を見ると、福祉用具貸与受給者総数約1,525万5,000人中、要介護1の方が308万9千人、要介護2の方が479万700人で福祉用具貸与の受給者総数の51.7%を占めている。これら多くの利用者が高額なリクライニングベッドレンタル料やバリアフリー化のための住宅改修費の自己負担を強いられることとなり、利用者だけでなく介護を担う家族にも大きな経済的、また精神的負担となるのは明らかである。

また国が「介護離職」を政策に掲げながら、一方でこのような負担増を利用者やその家族に強いること自体、矛盾している。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し介護保険制度の見直しの中止を強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年3月29日

三鷹市議会議長 後藤 貴光